

行程表

大型バス2台で移動

南相馬市 フレスコキクチ 配車 4:45 出発 5:00	———	東北道・首都高 (途中休憩) 二本松 I.C 霞ヶ関 L.P	———	内閣府4号館7F 細野大臣と面談 10:45頃 11:10 海江田経産大臣 11F 畑室
(昼食場所) 参議院会館一階食堂 (福島県選出議員と懇談) 12:00~13:00	———	千代田区永田町 国会議事堂 内閣総理大臣官邸 13:30~15:15 未定	———	千代田区内幸町 東京電力(株)本社 16:00~16:30 14:00~14:30
東北道・首都高 (途中休憩) 霞ヶ関 L.P 17:00	———	二本松 I.C	———	南相馬市 フレスコキクチ 22:30

15:45 高木文科大臣 7号館 11F 大臣室

今回の陳情について今回の陳情の基本的考え方

今回の陳情は南相馬市原町区の商工業者を中心とした陳情で、区内の商工業活動の困窮状態、事業活動継続が困難に陥っているため、早急な賠償処理を訴える活動。

南相馬市は原発事故で4つの地域に分断され、それぞれが抱えている問題はかなりの開きがあり、今回南相馬市として統一する事は無理があり、市としての陳情にはならなかった。

原町区においても色々な問題があり、もっと陳情内容を盛り込むべきとの意見もあったが、間もなく始まる原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が取りまとめ段階に入っており、その中間指針は今回の賠償内容についてほぼ概要が決定される事になるため早急に要望を出す必要があるため、賠償問題についての陳情となった。

今回の陳情に当り、地域の窮状と商工業者の活動を世間にアピールする事も狙いであり、マスコミなどにも訴えているので、陳情先やマスコミなどへの発言もまとまりがあり、感情に流されずに、品位を重んじる内容であって欲しい。

今回訴える内容について

1. 地域の窮状について、

- ①地域指定で市内の活動が全てにおいて分断されている事
- ②放射能の脅威から若い人達が殆ど避難をしており、今後地域の指定が解除になる動きもあるが、それだけでは不安で、各種活動が引き続き停滞し続ける。
- ③今後原発事故が終息しない限り、人が戻らないのと再開しない企業も出てきて職場も無くなり、地域再生が出来ない悪循環に陥っている。

- ④原発事故で首都圏と繋がる交通網が寸断され、念願であった常磐高速道が間もなく開通する予定で、それを起爆剤として企業誘致などを期待していたが、絶望になったのと、JR常磐線の不通により、さらに陸の孤島と化してしまって地域再生が出来るのか。
- ⑤沿岸部は壊滅的な打撃を受け、漁業・農業の再生はどのようになるのか不安であり、再度の災害対策、土地利用はどのようにしていくのか見えない上に、政局が不安定で賠償問題や復興計画の推進が遅れていく事が心配。
- ⑥その他地域で直面している窮状について

2. 賠償問題について (今回要望している内容)

政府・各省庁・審査会向け

- ①地域の住民・事業者への賠償を中間指針発表後直ちに本賠償に着手する旨の表示。

東電向け

- ②地域の住民・事業者への賠償を中間指針発表後直ちに本賠償に着手する。
- ③今回の陳情内容を中間指針に反映させる。
 - イ. 企業活動の売上減収分(風評被害含む)ならびに粗利だけでなく固定経費を含め損害賠償の対象とし、早期かつ定期的に支払い、仮払いは250万円上限で無く確定損害分を3ヶ月単位で定期的に支払う。
 - ロ. 市場の廃業・倒産した事業者の損害賠償の基準明示と補償を速やかに実行。
 - ハ. 風評被害の中小事業者への認定と仮払いなどの早期実行。
- ニ. 地域内の補償・賠償は他地域と同等とし、震災前の地域経済総生産に戻るまで。

政府向け

- ④損害賠償請求について東電と個別に対応する不安と早急に資金が必要な事業者に対応する為本補償を公平・迅速に処理するシステムの立法措置等の構築。

東電向け

- ⑤損害賠償請求について東電と個別に対応する不安と早急に資金が必要な事業者に対応する為南相馬市に常駐者を置く窓口を早急に開設する。

政府向け

- ⑥東電の損害賠償の交渉の開始と迅速に賠償金の支払い開始指導。

東電向け

- ⑦東電の損害賠償の交渉の開始と迅速に賠償金の支払い開始。

3. 面会時の発言について

- ①各所での面会時間は限られていると思われるので、代表者の趣旨発言後、質問等の発言は要点を手短に、独り占めしないように配慮する。
- ②相手の話も良く聞き、途中で話を遮ったり、暴言や罵声を浴びる事の無い様注意が必要だが、窮状を真剣に訴え、感情的にならないようにする配慮する。
- ③質問内容は各所に合わせた内容とし、既に決められた事で納得のいく事は重複しないように事前に第一次・二次指針を勉強しておき、常識的に考え無理な事は控える。
- ④各種業種や業態が違うので、実例を挙げ具体的な質問をして行く事は良いが、出来るだけ重複しないよう配慮する。

要望書

内閣総理大臣 菅 直人 殿

要 望 書

原子力損害賠償紛争審査会中間指針の策定において地域実状に合わせた内容にすることと、東京電力の賠償処理の迅速化を図る仕組みの構築、指針に基づく賠償の早期実施に対する要望。

平成23年7月8日

福島県南相馬市原町商工会議所 会頭 高橋 隆助

福島県中小企業家同友会相双地区 会長 高橋 美加子

福島県南相馬市原町商店連合会 会長 鈴木 清重

要 望 書

今般の東京電力福島第一原子力発電所・同第二原子力発電所事故（以下「原発事故」という）により、南相馬市は「警戒区域」「緊急時避難準備区域」「計画的避難区域」・その他区域という4つの区域に分けられ市民生活および企業活動に壊滅的な打撃を与えられ地域の存続が危うい状況に陥っている。

しかるに東京電力の対応を始め、種々の救済措置が実状に追いつかず、追い込まれた住民や中小事業者が困窮するという事態も起きており、この窮状を一刻も早く打破するために、下記に掲げる事項を早急に実行するよう強く要望する。

記

1. 平成23年7月に原子力損害紛争審査会において決せられる中間指針において、原発事故に基づく被害が顕著な緊急時避難準備区域の住民および中小事業者に対し、早急に指針を取りまとめ、中間指針が示された後、直ちに（7月を目途に）賠償に着手すべき旨を明示するよう要望する。
2. 原発事故が緊急時避難準備区域の住民および中小事業者に与えている被害は、他地域では計り知れない状況であるが、第一次・第二次指針には、それが充分反映されているとはいえない。中間指針の策定については、下記の要望を取り入れ、地域の実状を踏まえた内容にするよう要望する。
 - ① 原発事故により企業活動の停止を余儀なくされたり、縮小せざるを得なくなった中小事業者に対する企業の減収分（商品価値の喪失・減少も含む）、ならびに期間中に、支払わなければならなかった地代、家賃、リース料等の固定経費にあたる費用の損害補償を早期かつ定期的に行うこと。
なお、仮払い金額の算定にあたっては、事業規模・業種・業態を無視した上限250万円は極めて小額であり、第一次、第二次指針で確定している損失については全額を対象とするとともに、上限を設けるべきではない。
また、損害が最終確定するまでは、最長3ヶ月を1単位として、定期的に仮払いを実施し続けることを原則とした仮払いのスケジュールを明示すること。

- ② 原発事故により事業の継承が困難となり、事業の廃止や倒産に追いやられた中小事業者に対する損害賠償の算定基準を早急に明示し、廃業等に係る費用の全額補償を含め、その後の生活の補償等を速やかに実行すること。
- ③ 原発事故に伴う放射線汚染の風評により、生産・販売などの企業活動の縮小を余儀なくされた中小事業者に対する損害補償と仮払い等を早期に実行すること。
- ④ 上記項目について緊急時避難準備区域の住民および中小業者に対する補償、賠償は警戒区域および計画的避難区域と同等のものとし、期間については、平成23年3月11日の人口および地域経済総生産に戻るまでの間とし、明示すること。
3. 原発事故に係る大量の損害賠償請求について、東京電力と個別に対応することについて不安を持っている住民や中小事業者がおり、また、現下および今後の窮状の中で早急に資金を必要としている住民や中小事業者がいることを踏まえ、本請求を公平かつ迅速に処理するシステム（例えば、災害対応の裁判所による現地調停や弁護士会主催のADRの活用等）を早急に構築するための立法措置等を要望する。
4. 東京電力には、上記事項を踏まえ指針に従い、直ちに損害賠償の交渉を開始し、迅速に賠償金の支払をすることを強く指導するよう要望する。

要望先一覧

内閣総理大臣	菅 直人	
内閣官房長官	枝野 幸男	
文部科学省大臣	高木 義明	
経済産業省大臣	海江田 万里	
原発事故担当大臣	細野 豪志	
原子力損害賠償紛争審査会会長		熊見義久
東京電力株式会社 社長	西澤 俊夫	